

建設工事における最低制限価格の取扱いについて（小値賀町）

本町が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する「建設工事をいう。」）の最低制限価格は、次のとおり取り扱うこととし、試行します。

1. 対象工事

小値賀町が発注する競争入札に付する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する「建設工事をいう。」）

2. 最低制限設計価格（税抜き）の算出

（1） 最低制限設計価格（税抜き。以下同じ）は、設計金額（税抜き。以下同じ）算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が、設計金額に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、設計金額に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額

- ①直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ②共通仮設費の額に10分の9.0を乗じて得た額
- ③現場管理費の額に10分の9.0を乗じて得た額
- ④一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

（2） 特別なものについては、(1)にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担任者の定める割合を設計金額に乗じて得た額

3. 数値の取り扱い

最低制限価格は、1,000円未満の金額は切り捨てるものとする。

4. 試行期間

令和4年6月1日以降に公告または入札執行通知する工事から適用し当分の間施行する。